



被留置者への面会・差入れについて

面会・差入れができる日

平日のみ

※土曜、日曜、祝祭日、年末年始の休日はできません。

受付時間（例）

午前：午前9時30分～午後0時

午後：午後1時～午後5時

※留置施設ごとに受付時間が異なりますので、詳しくは各留置施設担当者にお問い合わせください。

面会・差入れできる回数等

○面会

被留置者1人につき、1日1回

1回の面会時間・人数は、15分間・3人まで

○差入れ

被留置者1人につき、1日2回まで

差入者1人につき、1日1回

面会受付時に必要な物

面会者の身分証明証を持って来てください。

（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなど）

その他

被留置者に対する伝言の取次ぎはできません。



差入れ品に関するご案内

差入れできるもの

品目	参考事項
現金	・ 1回に差入れできる金額や数量に制限があります。
書籍類	
衣類、靴下、タオル	・ 物品の状態によっては差入れできない場合があります。
メガネ、コンタクトレンズ	
歯ブラシ、電気髭剃り器	・ 詳しくは各留置施設の担当者にお問い合わせください。
封筒、便せん、写真	

差入れできないもの

- ・ 飲食物、筆記用具、日用品類（シャンプー類、歯磨き粉など）
 - ・ 書籍類（外国語で書かれているもの、わいせつ性が強いもの）
 - ・ 衣類（破れ、ほつれ、伸縮性があるもの、ひも等があるもの、フード付きのものなど）
- ※ご不明の点は各留置施設担当者にお問い合わせください。

郵送による差入れはできません！

郵送や宅配便等での差入れは原則お断りしています。

※遠隔地等で来訪が困難な場合は、事前に各留置施設担当者にご相談ください。



被留置者に信書を届けたい方へ

一般の方は、信書を留置施設に持参して差入れすることはできません



★一般の方が信書を被留置者に届けたい場合の方法

- 郵送（速達、年賀特別郵便も可能）
- 電報
- 民間事業者による信書便

信書に該当するもの

封書、はがき、電報、ダイレクトメール
書き込みのある書類等（委任状、解雇通知、離婚届等）

ただし、裁判所により被留置者に対して

「接見等禁止決定」

がされている場合は、信書のやりとりや面会が禁止される場合があります。（各留置施設担当者に確認をお願いします）

※ 次のような「信書に該当しないもの」については、一般の方も差入れとして届けることができます。

信書に該当しないもの

- 特段の書き込みがなく、不特定多数の一般に公開されている書類等
（依存症からの回復を支援する団体発行のリーフレット等）
- 書き込みのない一般的な申込用紙等

被留置者に面会に来られる方は、以下の事項（面会者心得）を遵守するようお願いいたします。



面会者心得

- ① あらかじめ告げられた**時間内に面会を終了**すること。
- ② **録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、スマートフォン、パソコン等を使用してはならない**こと。
- ③ あらかじめ申し出て承諾を受けた場合を除き、**外国語を使用しない**こと。
- ④ 留置施設内では、必要がある場合には、**着衣又は携行品を検査したり、携行品を職員が一時預かったりすること**があること。
- ⑤ 面会の際に**直接金品の授受をしない**こと。
- ⑥ 留置施設の**職員の職務上の指示に従う**こと。
- ⑦ 遵守事項に違反する場合には、**面会を一時停止したり、終了したりすること**があること。